

江戸町奉行大岡越前のビジネス感覚

河 内 満*

(受付 2022年 9月 28日)

はじめに

時代劇の連続ドラマの定番と言えば、「水戸黄門」か「大岡越前」である。その大岡越前の機知に富んだ人情味あふれる裁きを集めた『大岡政談』について、歴史研究家の意見は、大岡越前はほとんどの事件について担当していない、ということで一致している¹⁾。『大岡政談』の物語の総数は141話、重複するものや裁判と関係ないものを除くと87話で、そのうち中国や日本の名裁判物語にある話が25話である。例えば、「実母継母詮議の事」「石地蔵吟味の事」は中国の原典『包公案』『棠影比事』にある話で、「天一坊事件」は当時の勘定奉行稲生正武^{いのうまさたけ}が担当し、「直助・権兵衛」の話も忠相の相役北町奉行中山時春^{なかやまときはる}が担当していた。また、「雲切仁左衛門」は忠相没後の事件がもとになっている²⁾。

士農工商という身分制度が確立し、幕藩体制の維持という前提のもとで、江戸町奉行^{おおおかえちぜんのかみただすけ}大岡越前守忠相に、ビジネス感覚という光をあてると、どのような写像が映るのか。江戸は当時世界有数の人口100万都市であった³⁾。大都市江戸の管理・運営にはビジネス感覚が不可欠のはずである。

それではビジネス感覚とはどのようなことであろうか。ビジネス教育論の立場でいえば、ビジネス取引の原点は商品の売買取引である。売り手は高く売り逃げたいし、買い手は安く買い叩きたい。利害関係が正反対の者同士が同じ土俵で、自らの存続をかけてギリギリの交渉を行い、双方が合意可能な接点を見出す。それにはビジネスの諸活動に関する共有できる土台（ビジネスに関する知識、技術、倫理観）がなければ、そもそも交渉・取引そのものが成り立たない。

ビジネス感覚は、自らの職務権限の範囲を逸脱することなく、交渉相手がどこまで歩み寄れるかの背景を理解し、社会に受け入れられることを前提としたうえで、最終的に合意に達しなければ単なる感覚で終わってしまう。ビジネスは結果責任を問われるからである。

社会に受け入れられない取引は、そもそもビジネス取引ではない。江戸時代という時代背

* 広島修道大学 名誉教授

1) 辻 達也『大岡越前守』中公新書、1988年、まえがき pp. 2-4。

2) 大石 学『大岡忠相』吉川弘文館、2006年、pp. 274-277。

3) 宮本又郎『日本経営史』有斐閣、2009年、pp. 6-7。

景を抜きにしては、ビジネス教育論で取り上げるテーマとはならない。ビジネス教育は、社会体制を前提として成り立つからである。現代においてさえ、同じ内容のビジネス取引であっても、社会体制により、国の政策によって合法である場合もあれば違法になることもある。

本来、江戸町奉行は江戸の町政全般を担当する奉行で、その業務は裁判だけを担当していたわけではない。江戸幕府の首都を取り仕切った江戸町奉行大岡越前守忠相は、実直で正義感に満ちた優秀な行政官僚という新たな実像が浮かび上がってくる。

歴史の中にどのような足跡を残したのか。なぜ残すことができたのか。忠相のビジネス感覚は感覚であるから俗人的な要素が強い。

1. 大岡忠相の生い立ちと経歴

(1) 大岡家

大岡家は、戦国時代には三河国八名郡宇利（現在の愛知県豊川市附近）のあたりに住んでいたが後に大岡に移り村の名を取って大岡氏と名のつた。大岡家は、徳川氏の祖、まつだいらきよやす松平清康、ひろただ広忠に仕え、以後歴代、家康にいたるまで諸所の戦で武功をたて忠義に励み、徳川家直参の三河武士の中でも、もっとも誇り高い中堅的な一団に数えられる家筋であった。徳川家康は、伊達政宗に「大岡は三州において代々武功忠実の者なり」といったといわれている⁴⁾。

(2) 忠相の生い立ち

おおおかただすけ大岡忠相は、1677（えんぼう延宝5）年、中級ではあるが、由緒ある旗本の家に生まれた。大岡家蔵「系譜」には、忠相は「生国武蔵」とあり、江戸で生まれたと思われる。父はおおおかみののかみ大岡美濃守、ただだか忠高で母はほうじょううじしげ旗本北条氏重の四女であり、忠相は男6人女4人の10人兄弟のうち7番目の子であるが、兄が一人若死しているの、三男と記されている。父忠高の後を継いだのは長兄であるただしな忠品である。忠相は、同姓の大岡ただぎね忠真一族（大岡ただよ忠世家）の男子が早世したため、跡継ぎを失った忠真が一族の忠高にかけあい、10才のとき忠真の養子として迎えられた。『徳川実紀』（徳川幕府が編纂した徳川家の歴史書）によれば、貞享4年、忠相11歳のとき初めて五代将軍つなよし綱吉に謁見している⁵⁾。

青年時代の忠相は、二つの事件に巻き込まれ縁座の制（犯罪人の親類縁者が連帯責任で処罰される制度）によって試練を受けることになった。一つは生家の長兄忠品が将軍綱吉の勘気に触れ伊豆八丈島に流されたことに伴い出仕を3年間止められ、その赦免される直前にもう一つの事件が起こった。書院番をしていた従兄弟のしよいんぼん忠英の起こした刃傷事件である。それ

4) 宇野脩平『大岡越前守』NHK ブックス、1967年、pp. 11-12。

5) 大石慎三郎『大岡越前守忠相』岩波新書、2014年、pp. 20-21。

に伴う10ヵ月の閉門や、5ヵ月の拝謁遠慮などがあった⁶⁾。

これらの出来事は、大岡家の祖先が徳川家創業の時代に一家を挙げて参加し武功をたてた輝かしい誇りと、相次いだ身内からの汚名は、忠相の人間形成に影響を及ぼしたと考えられる。

忠相は元禄13年、24歳で養父の遺跡1,920石を継ぎ大岡忠世家の当主となり、^{よりあい}寄合（無役）に列せられ旗本としての第一歩を踏み出した⁷⁾。忠相は、他家への養子縁組、将軍謁見、閉門などさまざまな経験をした。

(3) 順調な昇進

『徳川実紀』によると忠相は、元禄15年26歳で書院番になった。この職にあった同16年に江戸で大地震があり、忠相はこの大地震後の復旧作業で大いに精励したらしく、彼の手腕を示す最初の機会となった⁸⁾。

宝永元年には、28歳で徒頭^{かちがしら}となり、旗本としては名誉ある一段階と考えられていた^{ほい}布衣（狩衣の一種で無紋のもの）の着用を許された。この役職は将軍出行のおり、行列を先導する役で、とくに武芸に熟練したものから選ばれる習わしであったので、若き日の忠相は、身体壮健、武芸も抜きでいたのであろう⁹⁾。

宝永4年には31歳で使番^{つかいばん}となり、翌5年に32歳で目付^{めつけ}となった。目付職と関連して、六代将軍家宣^{いえのぶ}が正徳元年に、三奉行と他の評定所関係役人^{ひょうじょうしょ}に縮^{ちぢみ}を与えたさい、忠相は目付として評定所¹⁰⁾で精勤したことから縮二端^{じよん}を与えられた。このときの働きが忠相の将来を決定したといえる¹¹⁾。

(4) 山田奉行時代の逸話

六代将軍家宣期の正徳2年、忠相は36歳で山田奉行に就任した（『徳川実紀』）。山田奉行は、伊勢奉行ともいわれ、幕府が大坂、京都、日光、奈良、長崎など、全国の重要な直轄地に置いた遠国奉行の一つである。老中の支配下に属し、役高1,000石で家格からすれば、順当であった。忠相は、従五位下能登守^{じよん おおおかのとのかみただすけ}に叙任し大岡能登守忠相と名乗った¹²⁾。

6) 大石 学，前掲書，pp. 12-13。

7) 同上書，pp. 14-15。

8) 大石慎三郎，前掲書，p. 17。

9) 同上書，pp. 18-19。

10) 大石 学，前掲書，pp. 105-108。

「評定所は、寺社奉行・勘定奉行・町奉行の三奉行を中心に、老中・大目付・目付・遠国奉行などで構成される幕府の最高立法・司法機関で、最高の裁判所であると同時に、政策の立案・審議をおこなう江戸幕府最高機関であった。」

11) 同上書，pp. 23-24。

12) 同上書，p. 25。

山田奉行時代の忠相には、山田奉行支配下の幕府領と徳川御三家である紀州藩領との^{そうろん}争論についてさまざまな逸話が残されている。

① 境界争い

紀州藩領松坂と伊勢神宮領山田との間の境界争いは長年続いていた。歴代の山田奉行は松坂側に非があると認めつつも、紀州藩の威光を恐れて裁決を下さずそのままにしていた。そのため、山田側は奉行が交替するたびに訴訟を繰り返していた。山田奉行となった忠相は、両者を呼び^{きゅうめい}糺明し、松坂側を非とし、訴訟の^{とうどり}頭取三名を打首にした。当時紀州藩主であった吉宗は「大岡は潔白なる者」と感心し、その後將軍になると忠相を町奉行に抜擢したという(『徳川実紀』¹³⁾。

② 捕獲した鯨をめぐる争い

正徳元年、山田奉行支配下の熊野灘に面した谷中村の村民が鯨を仕留めたところ、尾に紀州藩領片瀬村の^かが打ち込まれていた。このため、谷中村は鯨の売り上げ価格相当の一割を片瀬村に渡したところ、片瀬村は一番^かを打ったのだから、鯨は自分たちのものであると主張し争論となった。片瀬村が、谷中村に押しかけ鯨を奪い家を壊したため、谷中村は山田奉行に訴えた。前任の山田奉行は紀州藩を恐れて裁許を延ばしていたが、忠相が就任すると、早速、谷中村の勝訴とした(『明君享保録』¹⁴⁾。

③ 流木に関する争い

伊勢・紀伊両国の国境で大水が出ると、材木が流され宇治橋を流してしまうと地元の者たちが訴えた。忠相は、流木を取った者は自分の物にしてよいと指示し、皆は喜んで流木を取り、橋は無事であった。しかし、紀州藩は使者を派遣し、地元の者たちが材木を勝手に取り、当方へ返さないのは不法であると抗議した。忠相は、材木を取ることを許したのは、もし宇治橋が流されると幕府の出費になるからであると返答した。紀州藩主であり当時松坂城内にいた吉宗は、この話を聞いて感心し、のちに忠相を町奉行に任命したという(『江戸真砂六十帖広本』^{えんせきじっしゅう}『燕石十種』第二)¹⁵⁾。

(5) 普請奉行

七代將軍家^{いえつぐ}継期の享保元年2月12日、忠相は40歳で^{きょうほ}普請奉行^{ふしんぶぎょう}¹⁶⁾に就任した。山田奉行が役高1,000石、普請奉行が2,000石であり、この間に京都町奉行、大坂町奉行など1,500石の役職

13) 辻 達也, 前掲書, pp. 80-81。

14) 大石 学, 前掲書, p. 28。

15) 同上書, p. 29。

16) 大石慎三郎, 前掲書, p. 22。

「御普請奉行というのは、城の石垣や橋の普請、地形繩張りなどのほか、江戸の上水および宅地を管理する役である。」

があるから、二品（二段階）昇進する人事であった¹⁷⁾。

享保元年8月13日、將軍宣下の儀がおこなわれ、八代將軍吉宗が誕生した。江戸城に入った吉宗は、まず、前代までの政治の実権を握っていた新井白石、その後ろ盾であった側用人間部詮房をはじめ、側衆、小姓、小納戸など、ほとんどすべての將軍の側近者を解任し、新しい体制づくりに取り組むが、忠相はその主要な人事の柱として登用された。忠相が普請奉行として最初におこなった仕事は、六代將軍家宣と七代將軍家継の幕政を主導し、解任された儒学者の新井白石の屋敷を没収して、新しい替地を支給するという新体制を象徴する仕事であった¹⁸⁾。

2. 江戸幕府の行政組織

封建制度¹⁹⁾では、士農工商²⁰⁾という身分制度が社会の隅々にまで浸透しており、同じ士の身分でも親藩と外様、旗本と御家人等の区別が家格として表れ役職と結びついていた²¹⁾。

(1) 江戸幕府の行政機構の特徴

大石慎三郎は、江戸幕府の行政機構の特徴について、次の4点に整理している。

- ① 將軍の權威が絶対的である
- ② 家格と役職とが原則的には一致している
- ③ 將軍を除く各要職の定員が、原則として複數制で合議制をとっている
- ④ 行政権と司法権が分離せず、両者が一体となっている²²⁾

幕府が発する様々な施策には、その背後に絶対権力者としての將軍の意志があることを前提として組織は動いていた。側衆による側用人政治が行われることや一介の儒官（儒者）が天下の実権を握り老中たちを上回る発言力をもっていたこともあるが、その背後には、將軍の厚い支援があったはずである。また、將軍以外の特定の役員による独断専行を防ぐ工夫として、月番制（一ヵ月交代で職務の窓口となる）と合議制（受理した業務を合議して決する）が江戸幕府の職制を維持していた。この複數性は、衆智を集め事を決するという利点はあったが、責任の所在を曖昧にし、無責任体制に陥いることに結び付くこともあり得る。しかし、

17) 大石 学、前掲書、pp. 30-31。

18) 大石慎三郎、前掲書、p. 22。

19) 笹山晴生・佐藤 信・五味文彦・高埜俊彦『詳説日本史改訂版』山川出版社、2019年、p. 99。
「土地の給与を通じて、主人と従者が御恩と奉公の関係によって結ばれる制度を封建制度という。」。

20) 全国歴史教育研究協議会編『日本史用語集』山川出版社、2018年、p. 164。

「江戸時代の職能に基づく身分制。社会を構成した主要な身分である武士・農民・職人・商人を指し、総称して四民という。」。

21) 河内 満「米將軍徳川吉宗のビジネス感覚」『修道商学』第62巻第2号、2022年2月、p. 107。

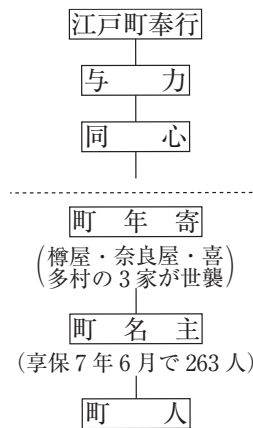
22) 大石慎三郎、前掲書、pp. 39-43。

行の主要業務は行政すなわち江戸の町の安定であった。

江戸町奉行の定員は二名。前述の江戸幕府の行政機構の特徴③（複数制と合議制）にあるように、南北両町奉行所があるが、南北の区別は江戸を南北二つに分けて担当するのではなく、江戸全体を1ヵ月交替で担当し、月番と非番があった。月番の奉行は町奉行所を開けて訴訟等を受け付け、非番の奉行は町奉行所の門を閉じて前月受けつけた訴訟等の処理などを行った。南北奉行所はその所在地からきたものである²⁴⁾。

② 江戸町奉行所の構成

図2 江戸の行政図



出所 大石慎三郎『大岡越前守忠相』
岩波新書, 2014年, p. 88。

『撰要類集』²⁵⁾によれば、江戸町奉行は25騎の与力（与力は重要事件に関与）と、100人の同心（同心は与力の補佐役）がいた。忠相が統率したころは25騎の与力に対しては、上総国、下総国において一人地方200石宛、合計5,000石が与えられ、100人の同心に対しては合わせて3,122俵の切米^{きりまい}が支給されていた。与力は領地とそれに伴う石高があり、同心は俸給米が支給されていた。また、忠相の市政を助けた者に、これら与力・同心のほかに、町年寄^{まちどしより}・町名主^{まちなぬし}がいた²⁶⁾。

③ 仕事内容を表す帳簿類

『撰要類集』（享保10年9月編集）の目録によれば、忠相の番所にあった帳面は、言上帳・

24) 大石慎三郎, 前掲書, p. 50。

25) 大石 学, 前掲書, p. 131。

「撰要類集は、忠相が町奉行、評定所一座、地方御用などの職務を遂行するさいに作った法令や、受取った法令を、後世のために組与力の上坂政形に命じて、編纂・分類させたものであった。」

26) 大石慎三郎, 前掲書, p. 88。

書上帳等の16種類、検察・裁判関連の12種類、行刑関連の27種類、警備・消防関連の13種類、浪人関連の4種類、家屋・橋梁・原野関連の7種類、伝馬・水道関連の2種類等の帳面の種類があった。その冊数、分量について記されていないが、これらの帳簿類から推察できることは、町奉行所は首都江戸の都庁であり、警視庁であり、消防庁であり、裁判所の機能を担っていたことである²⁷⁾。

④ 江戸町奉行所の装備

首都江戸の治安を守る江戸町奉行所の装備は、与力・同心ら個人の刀剣は別として、百挺の鉄砲が常備され、非常の際は、「数具足^{かずくそく}」という実用的な鎧に、陣笠をかぶり、鉄砲には猩々緋^{しょうじょうひ}（赤みの強い赤紫）の毛織物や、革の覆いをつけて出勤することになっていた。また、平時の装具として、犯人逮捕におもむくときなどには、上着の下にきる鎖かたびらや頭巾、鉢巻、刃を携えていた²⁸⁾。

⑤ 江戸町奉行所の維持費

忠相が江戸町奉行に就任した年の年間経常支出費は、享保2年には金3,800両余りであったが、翌2年2月に、その約1割が減額され金3,400両以内の経費で業務を行うように達せられた。しかし、同年11月には、さらに、翌享保4年の歳出予算は約三分の一にあたる金1,210両と決定され、7月と12月の二期に決算書を御勘定方へ提出するように命ぜられていた²⁹⁾。

将軍吉宗といえば儉約令といわれるほどであっただけに、実に徹底した節約方針であった。どのように乗り切ったのか興味があるが、この予算は達成すべきことで実務官僚としての資質が問われたのではないか。享保の改革や、江戸の行政の刷新は、支出の削減という官庁自らの姿勢を示すことからはじめられたのであり、忠相はその最前線にいた。

⑥ 大岡越前守忠相の誕生

町奉行になったときの忠相の家禄は、養父から引き継いだ1,920石であったので忠相がこの役職についたことは家格相応のことであった。しかし、当時の町奉行は60歳前後の上級旗本が就任することが多く、41歳で町奉行になった忠相の昇進は非常に早いものであった。しかも、忠相の町奉行就任は、吉宗が将軍になっておこなった三奉行以上の人事では最初のものであり、吉宗政権前半期の中心的存在であった老中水野忠之^{みずのただゆき}の抜擢より7ヵ月前であった³⁰⁾。

⑦ 関東地方御用掛

このほか忠相は、享保7年6月関東地方御用掛^{かんとうしがたこようがかり}を命ぜられ、それから延享2年5月までの24年間、本務の町奉行のほかに関東の農政をも兼ねていた。農政は町奉行の仕事ではなく、

27) 大石 学，前掲書，pp. 46-47。

28) 同上書，pp. 48-49。

29) 宇野脩平，前掲書，p. 44。

30) 大石慎三郎，前掲書，pp. 53-54。

本来、勘定奉行の仕事であるからこの登用は異例であった。将軍吉宗をはじめ幕府首脳部は、享保初期の勘定所は著しく弱体であるという認識があり、それを忠相の行政能力で補うという意味もあったようである³¹⁾。

3. 江戸の防火対策

「火事と喧嘩は江戸の華」という言葉があるが、実際江戸には火事が多かった。関東地方とくに江戸は、冬場になると雨が少なく空気が乾燥し、さらに風が強いという気象条件に加えて、50万人の町人が狭い敷地（武家地60%，寺社地20%，町人地20%）に密集していた。火事は巨大都市江戸の宿命のようなもので、火事のない年はないといってよいほどであった。忠相は、江戸町奉行として江戸を防火都市に改造することに乗り出した。

(1) 江戸市街地の不燃化

江戸の火事とそれに伴う死傷者が多いのは、関東の冬場の気象条件を別とすれば、火事に弱い木造家屋が密集していることと、緊急の避難場所がないことが原因であった。それは、江戸が拡大し続け、人々が勝手に家を建てるために境界も曖昧になってしまい、千住から品川までが、ほとんど家続きになっていた³²⁾。

忠相は、江戸町名主たちに江戸の火事の被害を防ぐには、町屋の不燃化が必要であり、町屋を瓦葺にしてはどうかと意見をもとめた。これに対し町名主たちは、瓦葺にするには現在の町屋の立て付けでは瓦の重量に耐えられず、建て替えが必要である。町人の力ではできないという。それでは、瓦葺が無理ならば、塗屋（柱の側面に土を塗る）にしてはどうか。これについても、町名主たちは費用と耐久性が問題であると反対した。さらに忠相は、さしあたり薄く土を塗るだけではどうかと再度提案したが、町名主たちは主旨には賛成だが、その実施には強い反対の態度を示した。忠相は、当事者の町名主の意見に耳を傾けるという経緯を経て、勝手次第（不燃化は強制しない）とした³³⁾。

忠相は聞く耳をもっていた。まずは当事者の意見を聞き尊重するのが忠相の基本的な姿勢であった。しかし、そのことは町民の意見を聞いて町屋の不燃化を諦めるということではない。新築から、だんだんと強く奨励し、やがて地区を決めて不燃化を強制的に推し進めていった。

忠相は、家を建て替えるときは塗屋同等の防火性があるものにするとの誓紙をとったうえで許可したり、武士には、旗本屋敷が焼け、その建て替えについては、必ず瓦葺にするよう申しつけるだけでなく、その石高に応じて資金を貸し付ける旨触れを出している。このよ

31) 同上書, pp. 55-56。

32) 大石 学, 前掲書, p. 55。

33) 大石慎三郎, 前掲書, pp. 73-75。

うに、江戸市街地の不燃化は町人屋敷だけではなく武家屋敷も共に強く推し進められていった³⁴⁾。忠相は、粘り強く現実を見据えながら、状況によって実行可能な解決策を見出し実行していったのである。

(2) 火除地の建設

江戸の大火は、慶長^{けいちょう}6年の大火、明暦^{めいれき}の大火（江戸のほとんどが焼失し江戸城の本丸まで焼けてしまった）、天和^{てんな}2年の大火（八百屋お七の火事）、元禄^{げんろく}11年の大火（勅額^{ちよくがくかじ}火事）、元禄の大地震後の火事と続いた。享保元年、吉宗は将軍になるが、その翌年の正月早々の小石川馬場の火事と続き、このときは10万人余もの死者を出したといわれている大惨事となった³⁵⁾。

忠相は、防火地区を兼ねた火除地（避難用地）をつくる必要があると考え、享保2年神田にあった護持院が焼失したとき、その再建を許さず、これを小石川の護国寺と合併し、そのあと地を護持院ヶ原（永久の火除地）としている³⁶⁾。

このような明き地の設定は、焼跡を利用する場合と、既存の町屋を取り払って行う場合との両方があった。前者の場合は処置が比較的簡単であるので享保15年の湯島切通し・本郷・小石川丸山一帯、同17年の牛込御門内の火除地などかなりの範囲でつくられた。しかし、後者の場合は既存の町屋を御用地に召し上げておいて明き地にするのであるから、その町屋の住人の生活もあり、強引一辺倒で行うわけにはいかない。忠相は、享保6年江戸の中心部に火除地を設けようと、西河岸町、呉服町、本材木町一丁目・二丁目、本銀町、本石町あたりの町屋の撤去を命じた。しかし、町人たちが、強く取止めを嘆願したので、二つの条件をつけて撤去を実施しないこととした。

- (イ) 今後火事があっても町人たちが力をあわせて、けっして他に類焼しないようにする
 - (ロ) 万が一他に類焼するようなことがあればその土地を没収すると条件付きであった³⁷⁾。
- また、火除地の管理については、その明き地に下記の内容の高札を立てた。
- (イ) 火事るとき武士・町人によらず家財道具などを一切もち出してはいけない
 - (ロ) 平素からこの明き地に人々が集まることをしてならない

忠相は、原則論を押し通すばかりではなく、計画の変更も行っている。明き地をそのまま放置しておく管理上の問題も発生するので、火除地を馬場（吉宗が馬好きであった）に仕立てたり、また、町人の願出を入れて、用心のために周囲に竹矢来^{たけやらい}をめぐらし、なかに植溜^{うえだめ}（たて何間・よこ何間というように囲いをして、そのなかに松その他の木を植えたもの）を設

34) 同上書, p. 76。

35) 同上書, p. 68。

36) 辻 達也, 前掲書, p. 172。

37) 大石慎三郎, 前掲書, p. 77。

け、その周辺には自由に移動・撤去のできる仮店舗（商床、たたみ床）を設けることを許可したり、塗屋造りの番小屋を作り小公園のようにする等のことも実施していった³⁸⁾。忠相は、江戸を防火都市に改造するという目標を堅持しつつも、住民の視点に立つことも忘れず硬軟織り込み理解を得ることによって合意に至る柔軟性もみせていたのである。

(3) 町火消の設立

忠相は、実際に火事になった場合は、被害を最小限に抑えるために、すぐれた火消組織（消防隊）が不可欠であると考え、火消の組織改革に乗り出した。享保改革以前の江戸の火消組織は、消火にあたるのは大名・旗本の役であり、武士が編成した定火消、方角火消、所々火消、奉書火消が中心であり、そのほか出火にそなえて町屋で自衛的に組織している自衛消防などがあつた³⁹⁾。

忠相は、享保2年1月の大火の後、同年2月火災対策の一つとして、火消に町人を積極的に使う方針を打ち出した。享保3年10月には、自分の役宅に江戸の町政を取り仕切っている町年寄を呼びだし、町火消組合を結成させている。また、忠相は横暴なことが多い割に役に立たなかった武士の定火消に対し、町火消が作業しているところには手を出さないよう、たびたび指示していた⁴⁰⁾。武士と町人の身分の違いがあるなか、慣習にとらわれず、目的達成のために必要なこととは何かを見すえていた。忠相の基本方針は、少なくとも江戸の町人の居住地については町火消に任せることであつた。

(4) いろは組の編成

町火消の組織は享保3年段階でかなり整ってきたが、実際の火事現場での作業分担は制度上不充分なところが多く、享保5年8月には「い」組から「す」組まで四七組（ただし「へ」「ら」「ひ」は嫌つたのであろう「百」「千」「万」と称した）に再編成した。それぞれ各組はブロック制の火消組合とし、各組は自らの地区の火消しに入ることになった。さらに、享保8年には火の見櫓の制度を設けた⁴¹⁾。

享保15年には、四七組ではあまりにも細かいので、全体を大きく十組に再編成し、風下の町々は飛火を防ぐことに専心できるように切りかえた。また、はじめの頃の火消は商家の店員などで組織されていたが、町で雇つたとびしやくなど専業の火消しに代わっていき、江戸の消火体制はこの町火消を中心とする形で確立していった⁴²⁾。忠相は、度重なる大火の経験をもと

38) 同上書、p. 79。

39) 同上書、p. 80。

40) 同上書、pp. 81-82。

41) 辻 達也『大岡越前守』中公新書、1988年、p. 171。

42) 宇野脩平、前掲書、pp. 50-62。

に、火事現場の混乱が少なく、より効果的な火消しができるように組織編制の見直しをおこなっていったのである。

4. 小石川養生所の設立

江戸時代前期の江戸の人口増加は主として農民の流入によるものであり、日傭取（日雇い人夫）や振売（商品^{ふりうり}を担いだり下げたりして売り歩く商売人）などの仕事をする都市下層民を形成していた⁴³⁾。享保7年正月、目安箱に町医師小川 笙 船（映画「赤ひげ」のモデルとされている）から貧者や孤独者のための施薬院^{せやくいん}を設立する要望書が投入された。将軍吉宗はこれを採用し、実行計画^{ありまひょうごのかみ}の作成について御側衆有馬兵庫頭を通して忠相に命じた。この計画と実行の所管は町奉行所におかれ、忠相は大岡組与力を集めて詳細な検討をはじめた⁴⁴⁾。

(1) 小石川養生所の設立

忠相は、まず、笙船を呼んでその具体策をたずねた。笙船は、江戸市内に施薬院を一ヵ所建て、頼りのない病人を収容し、扶持方^{ふちかた}医者衆のうちから交代で治療し、看病人には老衰して頼りのない男女を入れて勤めさせる。この施設の経費は、江戸市中の名主制を廃止し、その町々の名主料を施薬院の維持費にあてる。このことにより、建設資金だけが問題となり補助金は少額ですむという。さすがの忠相もこの名主制廃止案には同意できないが、一つの目的に向って将軍も御側衆も町奉行も町医師も協力する体制が出来上がっていった⁴⁵⁾。

同年7月には、施薬院建設の実施案が提出された。それには、医師の手配・人件費・仕事内容、施設の維持・管理、患者の選定方法・支給する物・食事・介護、入院・退院・通院の条件等について示されていた。また、医師の心得には、民衆の病に対する深い認識と、危険な病気に立ち向う医者としての心構え、危険な病と決まった時の処置、貴重薬とされていた朝鮮人参の使用についての心得等が示されていた⁴⁶⁾。

予算案は、施薬院総建築費（入札）は金210両3分銀12匁で、その執行については与力2名、同心10名が吟味を行い、その財源は町方^{けっしよきん}闕所金（刑により没収された財産）の内から支出する。本年分の施薬院経常通常費は金298両銀12匁1分8厘であり、その財源は常浚上り屋敷の地代金から支出する等、施薬院の建設費や経常経費とその財源が明記されていた⁴⁷⁾。

経費節減については、塩・炭・薪等の保管には物置が必要となるので、その都度、商人に

43) 大石 学, 前掲書, pp. 96-97。

44) 宇野脩平, 前掲書, p. 147。

45) 同上書, p. 148。

46) 同上書, p. 153。

47) 大石 学, 前掲書, p. 97。

運び込ませる等の工夫が担当者間で検討されていた。このようにして、小石川養生所はまず本道（内科）で出発した。

（2）当初の評判

小石川養生所は、享保7年正月に笹船が目安箱に要望書を投入してからわずか1年後の同年12月4日に開業した。しかし、忠相をはじめとする幕府の首脳や関わりのある人々の努力にも関わらず、当初は希望者が少なかった。そこで忠相は、小石川養生所では本道・外科・眼科医が常駐し、無料で治療してくれることを周知させるために町触れを出すとともに、江戸中の名主を小石川養生所に集め実地見学会を行う啓蒙宣伝活動をおこなった⁴⁸⁾。

忠相が専任奉行（それまでは中山時春なかやまときはるとの連名）となつてすぐ、享保8年7月小石川養生所に名主を集め、利用者が少ない実情を聞いた。それによると、養生所を建てたのは小石川薬園の和薬（ここで栽培した薬用植物から作った薬）の効能をみるための生体実験であるとの誤解、朝鮮人参というのが実際は日本人参を使用しているとの風評、また、名主のなかには病人を取り扱わないか、難しく思い取り組まないものもいた。さらには、加持祈祷を業とする者たちが生活を脅かされると思ひ流言を行つた等もあった⁴⁹⁾。

（3）小石川養生所の拡大

享保10年10月、忠相は、それまで小石川養生所に収容される者は町奉行の管轄である町方や武家方の貧しい病人に限られていたが、江戸の全地域住人を対象にできるように、目付方や寺社奉行・勘定奉行が管轄する地域も加わることを老中に提案し承認を得た⁵⁰⁾。忠相は、貧しい病を患った人々の視点に立って、江戸のすべての住人が小石川養生所の恩恵にあずかれるように、縦割り行政を改めたのである。

享保14年には、養生所で治療を希望する者が増え、新たな問題が浮上してきた。患者が増え、これまでは長期入院者は20ヵ月を限度に帰宅させる等の制限を行ってきたが、その期間を12ヵ月に短縮せざるを得なくなった。忠相は、幕府の財政逼迫の折でもあるので、受入病人数を最低40人増し140人とする計画書を提出した。忠相は、その計画が実施されたとしても、入所希望者が10人ほど治療できずに残り待機することになるが、現状のニーズに対応できるぎりぎりの40人増で計画し、入所者拡大に要する年間経費と病棟改築費の合計金額金279両余を計上した⁵¹⁾。

48) 宇野脩平、前掲書、p. 157。

49) 同上書、pp. 156-158。

50) 同上書、pp. 160-161。

51) 同上書、p. 162。

忠相の受入人数の交渉方法は、はじめに受入患者数を多めに見積り計画書提出し落としどころを探るのではなく、下層の病人のための救済に必要な最低限の要求を出し、その説明を行いながら、結果、50人の受入増を認められている。それはなぜ可能であったのか。幕府の緊縮財政の中ではあるが、収入源を明らかにし、小石川養生所の独立採算制を貫けば、この事業についての理解が得られることを見据えていたのではないか。

(4) 必要経費の再検討

忠相は、小石川養生所の経費を削減する努力も怠らなかつた。享保18年という年のはじめは疫病が流行し、西日本の飢饉が深刻化し餓死者は百万人と伝えられていた。その結果、江戸の米価暴騰とそれに起因する打ちこわしが起つた年でもある。時は緊縮財政のさなか、忠相は養生所の運営を再検討し、内科（治療法の改善による薬種費の節減）・外科（療養が長い病人が多く膏薬の使用量・薬種料の再検討）・眼科（目薬は高価なうえに目の病が多い）の病の特性に基づいた医師の待遇や薬価の見直しを行うことによって経費削減を図つたのである⁵²⁾。

小石川養生所の運営資金の基本は、江戸の町民の欠所金・過料金と養生所付の町屋敷からの地代金である。しかし、貧しい病人が増え続け養生所を維持する運営資金が不足してきた。

(5) 新たな財源の確保

享保11年の小石川養生所の運営経費は約金800両であつた。忠相は、江戸の防火都市計画と養生所の新たな収入源とが両立する方策を模索していった。まず、新たな空地进行を屋敷地として貸付けその地に建てた町屋を養生所付きとして収入源とするのであるが、その町屋には塗屋瓦葺を義務付ける防火対策を施すことを条件とすることによって老中の承認を得ている⁵³⁾。

忠相は、今という民間資金の活用にも乗り出した。明地を買請けさせた支払条件として1/3は一括払いではなく十年賦で納めることを認めている。また、民間の自費埋立計画を許可する代わりに養生所付き御入用屋敷（塗家土蔵造り）とし、その町屋は遠国から来る船頭らの不足していた宿としたうえに、その埋立地へは長さ十八間の橋を新規に架けることになるが、この橋の修復についても永久に自費で行うことを条件とした。さらに、9年前には老中からの許可が下りなかつた川床を埋地とすることについて、そこには塗家土蔵造町屋を作ることを請負わせることによって許可を取りつけた。また、川通りや河岸通りを蔵地にすること、火除け明地で植溜にしてあつた場所を瓦葺蔵造り町屋にする等、次々と新たな財源を見出し、そこから上がる税種と地代金をもって養生所の運営費としていったのである⁵⁴⁾。

52) 同上書, pp. 163-164.

53) 同上書, p. 165.

54) 同上書, p. 166.

忠相は、新たな町作りと運営資金源を確保することによって、幕府に財政負担をかけることなく、しかも、幕府の基本方針に従いながら、江戸の町を火災に強い町並みとする事と貧しい人々の視線に立った小石川養生所の運営を両立させていった。また、忠相は、青木文蔵（昆陽）を見出し、予算を取り、小石川菜園で薩摩芋の試作を開始させた。後に、この薩摩芋は飢饉用の作物として、全国で栽培されていった⁵⁵⁾。忠相は、そのような創意のある人であった。

5. 米価安の諸色高対策

忠相は、江戸町奉行として、大都市江戸の住民の生活を守らなくてはならない。武士と町民が共に悩まされた「米価安の諸色高」の問題に立ち向かった。

(1) 武士と商人

士農工商という身分関係を武士の視点で見直すと、まず、武士と農民の関係は、農民は戦乱のない生活の中で米を作り具租として武士に収める。武士はその米を売って領土の維持と生活に必要な諸色（江戸時代は米以外の諸商品を諸色といった）を買うという関係である。武士の領土内で働く農民との関係は、圧倒的に武士が有利といえる。次に、武士と^{こうじん}工人との関係をみると、建設工事等の職人には発注する武士と請負う職人の関係があり、また、工芸品等については商人が介在している場合が多いが、身分的にも武士が有利と言える。そこで問題なのは商人である。

武士にとって、商人は単なる商品流通に関するサービスを担うものではない。武士の生活の基盤である米に焦点を当てると、米の主要な売り手である武士と米の主要な買い手である商人とは市場で対峙する関係（ビジネス取引関係）にある。武士の生活の糧である米は売れなければ武士の生活は成り立たない。農民からの年貢米を売却するにも、売却した貨幣で諸色を買うにも商人を通して行う。米はすでに市場で売買される商品であり、米価は需要と供給の関係で決まり、武士のビジネス感覚では商人に太刀打ちできない。

(2) 江戸と上方の生産力の差

江戸時代、とくに江戸中期までの江戸と上方の生産力の差は歴然であった。関東は、幕府の公式見解（享保20年の「知行割之儀御定書」^{ちぎょうわりのおきだめがき}）によると、全耕地のうち田地は16.7%から20%くらいしかなく、しかもその田地の多くが天水田（用排水施設をもたず、天から降ってくる雨水に頼るもっとも低劣な田）にちかひ一毛作の湿田であり、その生産力は非常に低かつ

55) 大石 学, 前掲書, pp. 99-100。

た。そのうえ全耕地の80%をうわまわる畑地も、関東ローム層に属する火山灰地で地力が著しく劣り、これといった商品作物もなかった。また手工業についても、まだ手工業とよべるものは育っていない状態であった⁵⁶⁾。

これに比べ京・大坂をふくむ上方は、手工業生産でも農業生産でも、日本の最先進地帯を形作っていた。京都は日本の高級手工業生産のほとんどを独占するほどの工業地帯であり、奈良もそれにつぐ地位を占めていた。またこの地を含む畿内地方は、菜種（油の原料）・綿をはじめとする商品作物、さらに米作をも含めた農業の先進地帯でもあった。そのうえ畿内につづく中国・九州・四国地方も、農業の生産力は関東・東国にくらべ著しく高く、その中心地には日本最大の商品取扱い市場をもつ大坂が控えていた。巨大な消費都市である江戸に送られた商品の割合（享保11年）は、酒28%、醤油100%、油69%、木綿36%であり、絹織物その他高級消費財については、なお一層その傾向は強くなっていた⁵⁷⁾。このような環境下において、忠相は江戸の物価問題に取り組むことになる。

(3) 石高制の行き詰まり

江戸時代の幕藩体制は、米を基盤とした石高制⁵⁸⁾によって成り立っていた。米を貢租として取りたてる農民支配は自給自足を基本としていた。その支配は農民を耕作地に固定化し、主穀以外の農作物の作付けを制限することによって米の収穫高を少しでも増やすことにあった⁵⁹⁾。しかし、すでに経済社会⁶⁰⁾は単純再生産にとどまっておらず、米は物品貨幣の機能を持ちえた段階から需要と供給の関係によって市場で売買される商品になっていた。米の価格は農民の投下した労働力の質と量とは関わりなく変化する段階に入っていたのである。

米がいくら高くても、諸色が米より高ければ武士と農民には不利であるし、また逆に米がいくら安くても諸色が米より安ければ、武士と農民にとっては有利である。つまり、忠相が江戸町奉行の時代の物価問題とは、米価が高い安い、また諸色が高い安いことは貨幣による評価の問題であり、より本質的な問題は武士の収入である米の価格と諸色の価格が釣りあうかどうかであった⁶¹⁾。

56) 大石慎三郎, 前掲書, p. 96。

57) 同上書, p. 97。

58) 河内 満, 前掲書, p. 74。

59) 大石慎三郎, 前掲書, p. 98。

60) 速水 融・宮本又郎編『経済社会の成立』岩波書店, 2007年, p. 15。

「ある社会が、正確にはそこに住む人々が、基本的に経済的行動をする社会を経済社会と呼ぶことにする。ここでいう経済的行動とは、経済的価値観に基づき、効用の獲得に際し、最小の費用で最大の効用獲得しようとする性向を持った行動を指す。」

61) 大石慎三郎, 前掲書, p. 100。

6. 諸色高対策

吉宗は「米価安の諸色高」問題について、経済顧問室鳩巢^{むろきゅうそう}に諮問し「京・大坂などにいる巨大商人から借金するのがよい」という献策を受け、一蹴した。そして、江戸および京・大坂の町奉行たちに意見具申を求めた。これに対して忠相は、相役の諏訪頼篤^{すわよりあつ}との連名で、享保8年10月、「物価引下げに関する意見書」を提出した。

(1) 物価引下げに関する意見書

「物価引下げに関する意見書」の趣旨は、大坂から江戸に入る物流管理を徹底することによって商人たちの買占めや売借みを防ぎ、商人の過分な利得をなくし、物価を引き下げることであった。買漁り競争を防ぎ、仕入れ値の高騰を止め、物価を引き下げる。その実態を掌握するための調査として

(ア) 浦賀奉行所での江戸への商品流入量の掌握。

(イ) 大坂の間屋よりの江戸へ移送する主要商品の掌握。

(ウ) 大坂から諸国への商品移動の実態掌握等を行う⁶²⁾。

忠相の物価問題解決のための政策は、流通問題の解決にあるとの認識であった。それには、まず、幕府の手による商品流通の実態を調査し、それを基に具体策を示し実施する提案であった。しかし、意見書を受けとった幕府首脳部（将軍吉宗と有馬・加納の両御用取次）は、忠相の意見書が商人の利得にまで踏み込む内容に驚いたのか、その指示は、大坂と浦賀での流通調査を年2～3回実施することを許可したのみであった。つまり、商人の過分な利得についてまで切り込むことは実行不可能と却下してしまった⁶³⁾。

(2) 物価引下令

当時の物価動向は、江戸の町民にとっても、武士にとっても放置できる問題ではなく、幕府は享保9年、「物価引下令」を命じている。これは、江戸、京都、大坂、奈良、堺をはじめとする各町奉行に物価の引下げを命ずるとともに、代官・領主にも諸国で製造している品々の元値段（原価）を安くするよう命じている。その命令の趣旨は、諸色の値段は米価に追従すべきであるという米中心の原則論⁶⁴⁾に立つものであり、それを実現しようという強い姿勢

62) 同上書, p. 107。

63) 同上書, p. 109。

64) 同上書, p. 110。

「米価は去年よりだんだん安くなっているのに、そのほかの諸色値段は高いので、人々は難儀をしている。酒、酢、醤油、味噌のたぐいは、米穀を原料にしてつくるものであるから、米の値段に準じて値動きすべきは当然である。また、竹、木、炭、薪、塩、油、織物、そのほかいっさいの商品、

を打ち出していた。

幕府の強い意志を商人たちは少し甘くみていた。忠相は、油問屋たちを役所に呼びだして詮議した。同年 3 月 25・26 日まで、10 樽につき 22 両～25 両であった油が、3 月 27 日～4 月 8 日くらいまでの短期間に 27 両から 37 両 3 分という異常な値上りをした。『撰要類集』によれば、関係した油問屋と仕入問屋をあわせて 41 人、扱油高は 1,842 樽、代金は 5,734 両 3 分と銀 17 匁 9 分、過料として没収されたのは金 1,035 両 2 分と銀 20 匁 6 分であった。忠相は、油問屋たちの価格操作による不当な過分之利得と認定し、その超過分を過料（罰金）として没収したのであった⁶⁵⁾。

(3) 組合結成令

忠相が相役の諏訪頼篤と連名で出した前述の「物価引下げに関する意見書」（享保 8 年 10 月）には、商人たちを流通段階ごとに仲間・組合として組織させ、奉行所はその組織を通して物価引下げを指導する構想が盛り込まれていたが、前述のようにその部分は却下されていた。しかし、忠相は、許可されていた流通調査に取り掛かり大坂町奉行に大坂から積み出す諸商品について、何国誰方へ、誰の船で、何々の品を、どれだけの数量送ったかを、諸国向けと江戸向けとの二つの帳面に仕立てて、年に四回報告するように指示した。翌 9 年 1 月より毎月おこなわれた資料が残っている⁶⁶⁾。

表 1 11品江戸積高覚

	米	味噌	炭	薪	酒	醤油	水油	魚油	塩	木綿	ほうれい綿
	俵		俵		樽	樽	樽	樽	俵	個	本
享保 9 年	13,278	—	251	—	265,395	112,196	73,651	296	6,780	10,471	103,530
10 年	450	—	30	—	236,066	136,247	62,802	22	—	8,180	69,012
11 年	3	—	764	—	177,687	101,457	69,072	—	248	12,171	98,119
12 年	3,870 餅米 150	—	1,053	—	211,443	131,817	49,744	77	400	20,179	134,381
13 年	37,201	—	565	—	189,828	158,088	57,301	—	—	13,926	78,696
14 年	74,946	—	300	—	221,846	153,469	48,639	—	—	12,893	102,398
15 年	4,780	—	168	—	235,997	162,411	77,022	23	2,400	13,947	84,025

出所 大石慎三郎『大岡越前守忠相』岩波新書、2014年、pp. 118-119。

などは、米穀を原料としてつくるものではないが、それらをつくる工人・職人の賃銀は飯米をもとにして割り出すものであるから、それらの値段も米価に追随して当然である。それを去年米価が下落してもそのまま値下げせずに売っているのは、過分の利得をねらったのと判断せざるをえない。したがってここに値下げを命ずるわけであるが、それでも値下げをしない場合は、三月一日を期して詮議をとげ、違反者は処罰するであろう。

65) 同上書、p. 111。

66) 林 玲子『日本の近世 5 商人の活動』中央公論社、pp. 212-216。

忠相は、これらの資料をもとに商人たちの組織化に取り掛かった。享保9年5月12日、14日、16日の三度にわけて、真綿、布、繰綿くりわた、絹紬きぬつむぎ、布、法令綿ほうれいめん、木綿、米、水油、蠟燭、蠟、魚油、茶、醤油、薪炭、たばこ、味噌、酢、塩、酒、紙、畳表の22品目を扱う各種商人を町年寄奈良屋に集め、組合を結成し登録するように命じている。この組合結成令をみると、生活必需品の高騰を抑え込むことを意図していたことがわかる。

しかし、問屋・組合の結成は忠相の思惑どおりには進まず、享保11年4月になってやっと江戸諸問屋登録令により15品目についての問屋、直荷請業者の登録が済んだのみであった。ともかく、この作業はその後だんだんと問屋・仲買・小売という商品流通の組織化が進行していくことに繋がっていった⁶⁷⁾。

忠相は、従来は仲間が集まり「一味之申合」（価格協定や販売規制）を行う温床として禁止されていた同業組合の組織力を利用して諸色を引き下げようとした。商人の同業組合を公認することと引き換えに、幕府の政策を周知徹底させようとしたのである。従来の発想の転換ともいえる商業統制策であった。しかし、商人たちは幕府の統制（ビジネス取引への介入）を嫌い、なかなかまとまらない。そのような状況であっても、忠相には15品目についてはあるが、何とかまとめることによって形にする突破力があつた。

(4) 商品作物を育成

幕府の農地政策は、土地の永代売買の禁止、分地の制限、作付けと地種転換の制限を行うことによって、米麦中心の主穀農業を守り続けることであつた⁶⁸⁾。しかし、江戸の諸色高の解決には上方からの消費物資の依存体質を変換しなければならない。この打開策として、江戸周辺の関東農村で米以外の商品作物を育成することに踏み切つた。特に力を入れたのは油の原料になる菜種の栽培であり、享保12年5月には大和屋七郎座衛門を関東農村の菜種の一手買受人に指定し、その体制を整えた。しかし、農民たちは、重い年貢に加えて新たな運上（税金）が掛けられると思ひ、菜種づくりに熱心ではなかつた⁶⁹⁾。

農民の消極的な拒絶は予想されたことではある。現場の動きをつかみ、徐々に改善していくしかない。巨大消費都市江戸の進むべき方向性と道筋を示すことが政策官僚の仕事である。このような政策転換と努力が、やがて関東地廻り経済圏とよばれる江戸周辺の新しい産業圏を育てる出発点となつた。

67) 大石慎三郎、前掲書、p. 119。

68) 速水 融・宮本又郎編、前掲書、pp. 112-113。

69) 大石慎三郎、前掲書、p. 113。

7. 過分之利得

忠相が行った前述の油問屋たちへの処分は、当時としては、かなり衝撃的な事件だったらしく、『享保世話』によれば油は燈火用に、また食用として、日常生活に欠かせない必需品となっていた。この油の生産地は大坂周辺から西国地域であり、絞油業者もその地域に集中しており、流通過程での独占性が強い商品であり、価格操作を行いやすい環境が整っていた⁷⁰⁾。

(1) 過分之利得

油問屋たちへの処分について、「物価引下令」では、過分之利得（超過利得）とする判定基準が不明であるとの指摘があった。享保 9 年 3 月 10 日、江戸町奉行の大岡忠相と諏訪頼篤の二人の連名で、吟味之仕形（判定のしかた）が御用取次の有馬氏倫ありまうじのりに提示され、即日認可されている。

それによると、ある商品が高騰した場合

(ア) 関係商人を呼びだし、一通り吟味をし、なぜ高値になったのかその理由がわかった場合にはそのままにする。

(イ) そうでない場合は、京・大坂町奉行所、場合によっては、さらにその商品の産地にまで行って、元値を明らかにし、そのうえ諸掛りを調べ、移動した商品の数量も考慮に入れた上で、さらに利得（利益）を加えて、それより高値の場合は、吟味のうえ処罰をする⁷¹⁾。

(2) 過分之利得の認識

幕府は、実は、「物価引下令」の前に過分利得の問題を認識していた。享保 7 年 4 月に「流地禁止令」を出したが、この法令は農村の実情を無視した強引なものであったので、質地騒動という大一揆を引き起こし、結局一年で撤回されてしまった⁷²⁾。なぜ、質地騒動にまでなったのか。

忠相は、前述の関東地方御用掛かんとうじがたごようがかりを命ぜられており、本務の町奉行のほかに関東の農政をも兼ねており農村の事情にも通じていた⁷³⁾。忠相は、現実的な解決策を模索するなかで「流地

70) 同上書, p. 112。

71) 同上書, p. 113。

72) 同上書, p. 114。

「1722 (享保 7) 年 4 月に 1695 (元禄 8) 年の『質地取扱に関する 12 ヶ条の覚』以来、農地についても庶民の相対契約が尊重されるようになり、質入れ・質流れをとおして、事実上の田畑永代売買が黙認されるようになっていたのを、ここでふたたび質流れを禁止して、『田畑永代売買禁止令』がだされた寛永の土地制度にかえそうというものであった。」

73) 辻 達也, 前掲書, pp. 152-153。

禁止令」によって田畑の質入れ・質流れを認めないとすれば、その土地は期限がくれば証文を書き替え、借金を返さないかぎり永久に質取主が預かることになる。それでは、農民も質取主も双方が困るのである。何より農地が活用されないと幕府が困る。

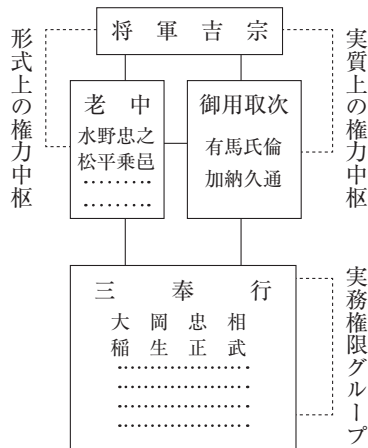
幕藩体制においては、土地所有をいかに進めても、土地を支配し具租を徴収する権利は領主にある⁷⁴⁾。このことが前提にあるので、質取主はこれを質入れした本人に小作（直小作）させるか、べつの農民に小作（別小作）させるかして小作料を取ることを黙認すれば、米の生産は維持され、領主には年貢が入る。

問題は農村の現状である。土地の質入れ・質流れの実体がある以上、ある程度の小作料を保証しない限り金を貸すものがいなくなり、農村金融が逼迫し、かえって農業生産力が落ちてしまう。しかし、小作料が高すぎれば農民は疲弊し結果として立ち行かなくなる⁷⁵⁾。

(3) 審議経過

そこで小作料率（適正利得）をどの程度にするのかが重要となる。これは大問題であった。その審議経過を見てみると、まず、主たる構成員が忠相ら三奉行である評定所一座で素案を作り（立案過程）、御用取次の有馬氏倫と充分打合せを行うこの段階で將軍吉宗も参加している（審議過程）、その結果は享保6年12月12日に老中井上河内守のところに持ち込まれ吉宗の決裁を仰いで決定した（決定過程）。

図3 吉宗政権の権力構成図



出所 大石慎三郎『大岡越前守忠相』
岩波新書，2014年，p. 169。

74) 速水 融・宮本又郎編，前掲書，pp. 112-113。

75) 大石慎三郎，前掲書，p. 114。

その内容は、小作料率は「年一割半の利積りとすべきでこれより高利になることは禁止する。一割半より利安の貸し借りは相対次第」とした。この小作料率が貸金の金利にあたる。つまり投下資本の年一割半を利率の上限としたのである。現在の利息制限法に似ている。年一割半という利率は、小作料の場合のみならず、浅草蔵前の札差が武家に金を貸す場合にも適用され、幕府が庶民に対して許す金利・利得の上限となった。従って、過分之利得の判定にも、これが用いられたのである⁷⁶⁾。

この判断をビジネス教育論⁷⁷⁾で解説すれば、投下された自己資本は資本の自己増殖に歯止めがきかなくなる（資本の論理）ので、その歯止めを公に示したことになる。

8. 両替商との闘い

金貨は江戸を中心とする関東・東国経済圏で、銀貨は京・大坂を中心とする上方・西国経済圏で通用していた。このことは、銀貨経済圏の上方・西国経済圏から商品を金貨経済圏の江戸に送り販売することによって発生する金貨と銀貨の交換比率が江戸の物価問題に大きな影響を与えることを意味している。

(1) 金貨・銀貨・銭貨の三貨体制

江戸時代の通貨は、金貨・銀貨・銭貨の三貨体制をとっていた。金貨は、金を主体とした鑄造貨幣でありその代表が小判である。一両は四分、一分は四朱という四進法の貨幣であった。銀貨は、一定純度の銀塊そのものが何匁何分（十進法）と秤で計って使われる秤量貨幣であった。金貨と銀貨が高額貨幣であるのに対して、銭貨は銅（のちには鉄の場合もある）を主材とする小額貨幣で、貫・文（一貫は1,000文）という単位で数えられていた貨幣であり、いわゆる寛永通宝がこれにあたる。幕府の貨幣が、その素材価値を離れ、幕府という公権力による信用に裏付けられて額面価値で流通しうるようになり、数次の貨幣改鑄の都度、金・銀の含有率と重さを含めその質は低下していった⁷⁸⁾。

金、銀、銭の三種の貨幣は、それぞれが異なった体系を持っており、相互の金銀銭相場が成り立ち、異種の通貨と両替する必要があった。銀や銭は十進法だからまだよいが、金は四進法である。日々変動する相場に合わせて、金貨1両が銀貨61匁で相場が成立した場合、金貨1分は銀貨15匁2分5厘となり、庶民にとっては相当厄介である。社会全体として、両替商は不可欠であった⁷⁹⁾。

76) 同上書, pp. 115-116.

77) 河内 満『ビジネス教育論の展開』大学教育出版, 2017年, pp. 17-18.

78) 東野治之『貨幣の日本史』朝日選書, 2011年, pp. 154-158.

79) 同上書, pp. 158-161.

江戸の消費者が上方・西国から商品を買うということは、他の諸条件を一定とすれば、金貨が銀貨に対して強くなればなるほど、江戸の消費者は商品を有利に買うことができる⁸⁰⁾。江戸の住民の生活を安定させようと思えば、金貨は銀貨に対し交換比率を切り上げるか、または銀貨を切り下げればよいのである。

(2) 銀貨高の金貨安

八代將軍吉宗は、新井白石の政策のほとんどすべてを破棄してしまったが、通貨については正徳金銀をそのまま受け継ぎ、その通用に力を入れた。その結果、停滞していた正徳金銀の通用も享保3年頃から急速に進みはじめた。しかし、春夏の平均相場が金貨1両につき銀貨58.76匁であったものが、秋冬の平均相場では52.10匁と急速に銀高となっていった。それでも7月まではまだ50匁代であったが、8月になると40匁代にまで高騰した⁸¹⁾。

上方・西国経済圏（商品を送り出す供給側）と江戸・東国の経済圏（商品を買入れる需要側）との需給全体の均衡が崩れたのか、金貨と銀貨の売買市場が閉鎖的で一部の大物商人や両替商が取り仕切る寡占状態で市場操作しているのか、その他の要因が複雑に絡み合っているのか。いずれにせよ、上方の銀貨に比べ江戸の金貨の交換比率の低下は、当然のことながら、江戸の物資不足、価格高騰となって表れ、武士・町民共に不満がつのり社会不安に結びつく。銀貨が高騰した原因を明らかにし、銀高を是正しなければならない。忠相は、この問題に取り組み町奉行の職を掛けて両替商と闘うことになる。

(3) 両替商との闘い その1

江戸町奉行になって間もない忠相は、金貨に対する銀貨の高騰について、さっそく関係者を呼び出して調査に乗り出した。幕府の威光を以て両替商を指導し、相場を引き下げようとしたのである。享保3年10月江戸両替屋株仲間制定（江戸の両替商の数を600人に限定）し、その組織の統制力を利用して金銀相場の調整を図り、同年11月には金貨1両について銀貨60匁の公定相場に持ち込もうとした。

忠相は、当時の金貨と銀貨の実勢相場であった金貨1両に銀貨43～44匁を適正な相場（銀貨60匁）に戻すために、銀貨の引き下げを両替商たちに申し渡した。両替商たちは、この命令を不服として、同月中旬から、のれんをおろして休店したため、商品取引は大混乱に落ち入った。

忠相は、この事態に同月25日、一步譲って金貨1両を銀貨60匁ではなく54～55匁まで引き下げるといふ新しい公定相場を示し、これを守るようにと両替商に申し渡した。しかし、こ

80) 速水 融・宮本又郎編、前掲書、p. 122。

81) 大石慎三郎、前掲書、p. 138。

の案も両替商から見向きもされず、休店は続いたままであった⁸²⁾。

忠相は、いろいろ手を尽くしたようであるが、両替商を説得することができず、金銀相場は、両替商の思惑どおり相対相場とすることを申し渡した（『両替年代記』⁸³⁾。両替商は、自分たちの主張を貫き、忠相と両替商たちとの闘いの第一ラウンドは、忠相の完敗であった。

忠相と両替商たちの闘いをみると、両替商たちは着任早々の江戸町奉行など、まったく眼中にないという態度であった。江戸町奉行といえば、江戸幕府の幕閣のなかでも、大きな実務権限をもった有力者である。その幕府の権威に対し、両替商たちのこの態度は土農工商の身分社会の真っ只中においては異様なものにみえる。なぜ、彼らはこのような態度をとりえたのか。

上方と江戸との商品流通は、通常であれば上方では銀貨で商品を仕入れ、江戸に送りその商品の売上代金を金貨で受取り上方まで持ち帰り、その金貨を銀貨に両替して仕入代金の支払いをおこなう。上方と江戸の間では、商品代金の送金だけではなく、例えば幕府の大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金等の多様な双方向の送金が行なわれていた。ここに両替商たちは新たなビジネスチャンスを見い出していた。つまり、金貨や銀貨の現物は実際に送る必要はなく元禄時代にはすでに為替手形による相殺・決済取引をおこなっていた。しかも金貨と銀貨の交換比率は需要と供給で日々変化する。このような物流と金融の根幹を握っている大商人や両替商たちは、いかに江戸町奉行が重要ポストであるとはいえ、新任の大岡越前守忠相など取るに足らないと思っていたのではない。

(4) 両替商との闘い その 2

享保 7 年 6 月銀貨は金貨 1 両に対して 61.2~61.3 匁、享保 8 年 4 月銀貨 60.25~60.35 匁と、ほぼ幕府の期待どおりの相場で安定していた。ところが、金銀相場が同年 12 月になると銀貨が急に 51.2~51.3 匁と暴騰した。つまり、金貨の急落である⁸⁴⁾。この時期は、忠相が「物価引下げに関する意見書」を出して、全力をあげて江戸の物価の引下げに取り組んでいた時期に符合する。

金貨に対する銀貨の相場が、約 15% も跳ね上がったということは、江戸の物価を直撃することを意味する。忠相はさっそく役所に両替商たちを呼び出し、「銀がこんなに高くなったことは、それだけで処罰の対象になることではあるが、そうしないかわりに銀相場を引き下げるように」と申し付けた。これに対し、両替商たちは「これは人為的なことでなく、相場のなりゆきだからしかたがない」と返事した。忠相は、「それでは説明にならない。銀が高値

82) 辻 達也, 前掲書, pp. 158-159.

83) 大石慎三郎, 前掲書, p. 139.

84) 同上書, p. 145.

のわけを書面にしてもってくるように」と申し付けた。

両替商たちは12月28日に書面で銀が高値になった理由を差し出した。

(イ) 今年は西国の大名たちに国詰のものが多いため江戸にまわる銀が少ないこと。

(ロ) 今年は米が安いいため、大名たちは資金不足であるので、毎年まえもって手当をする銀を、一時に調達したため銀が不足したこと。

(ハ) 商人たちが商売上の利潤のほかに、上方と関東との金銀相場を利用して金もうけをしようと、勝手に銀為替を取り組んだので、江戸の銀が不足したこと⁸⁵⁾。

これに対して、同年12月の大晦日になって、町年寄たるやとうざえもんの樽屋藤左衛門から両替商たちへ「大岡様はたいへん強気で取締りをするお気持ちのようだから、心して銀相場を引き下げておいたほうが得策だと思う」と知らせている(『両替年代記』)。忠相は、たいへん強気であったので、それに押されてか、銀相場は少し安値にむかうが、両替商との金銀相場についての闘いは享保3年のときのように完敗ではないにしても、この闘いも忠相の負けであった⁸⁶⁾。

(5) 両替商との闘い その3

忠相は、両替商との闘いで物価問題解決のためには、どうしても貨幣改鑄(銀の品位を落とす)が必要だと享保10年頃から、強く思いはじめていた⁸⁷⁾。忠相ら評定所一座は、貨幣を改鑄したいという申し出を吉宗に何度も行ったが、吉宗は貨幣の品位(質)を落とすべきではないという原則論を重視し改鑄に頑強に抵抗した。米将軍と言われた吉宗が最も力を入れていたのは、米価の引上げであった⁸⁸⁾。

忠相らは、その米価を引上げるには、貨幣改鑄がどうしても必要だと、主張して譲らず、吉宗はとうとう押し切られて元文元年5月、貨幣の改鑄が実施されることになった。忠相は、日記に「(吉宗は)御好は遊ばされず候へども、御吹替仰付られ候」と二度も書いている。元文の改鑄は、江戸町奉行の大岡忠相と勘定奉行の細田時以ほそだときよりとを担当奉行として実施された。この改鑄は、萩原重秀おぎわらしげひでの実施した元禄の改鑄とほぼ同様のものではあったが、ただ一つ異なる点は、慶長金銀の質を100とした場合、元禄の改鑄では金貨は67、銀貨は80となっていたが、元文の改鑄では慶長金銀の質を100とした場合、金貨が60、銀貨は58と金貨と銀貨の品位をほぼ同じにしていた⁸⁹⁾。

忠相は、江戸町奉行就任以来、銀相場の引下げに執念をもやし続けていた。他の諸条件が変わらなければ、元文の改鑄によって、金貨・銀貨共に品位を落としているので、その落と

85) 同上書, pp. 145-146。

86) 同上書, p. 147。

87) 同上書, p. 148。

88) 河内 満, 前掲書, 「米将軍徳川吉宗のビジネス感覚」, pp. 95-101。

89) 大石慎三郎, 前掲書, p. 148。

した分だけ流通量が増える。しかも、銀貨は元禄の改鑄の80から今回の元文の改鑄によって58へ30%近く品位を落としているので、銀貨は金貨に比べ30%近く流通量を増やすことができることになる⁹⁰⁾。銀貨安で相場は安定するはずであった。

ところが実際の相場は、そのように運ばなかった。逆に、改鑄直後の元文元年6月には、元文金貨一兩に元文銀貨が49匁余という著しい銀高相場になった。貨幣改鑄直後の混乱期にはよくあることではあるが、忠相は、両替商をはじめとする大商人達は、幕府の改鑄を機会にぼろもうけをたくらんだ市場操作によるものだと考えたのではないか。

忠相は、同年6月25日、「なぜこのような銀高相場になったのか説明するように」と両替商たちに申し付けた。これに対して両替商たちは説明書を提出したが、もちろん忠相が納得できるものではなかった。26日昼頃になって、忠相は両替商たちに直ちに出席して説明するようにと命じた。しかし、出てきたのは全て代理人だけで店主は一人もいなかった。なぜ、店主自ら来ないのかと聞いたところ、病気・他出中・旅行中とのことであった。怒った忠相は、「銀高相場なので説明を求めたのに、いっこうにまともな返事をせず、いいかげんなことをならべたてるのはけしからぬ、代理人全員に入牢申しつける」と代理人たちを伝馬町の牢に放り込んでしまった⁹¹⁾。

思いのほかの強硬措置におどろいた両替商たちは、さっそく貰^{もら}受けの者を差し向けたが、成功しなかった。そこで、両替商たちは全店のれんを下ろして店を休み、入牢者を釈放してほしいと交渉したが、忠相は「手代どもを調べているのに、店を閉めて金融をとどこおらすとは、不屈き千万、そのような要求は聞けない」との返事であった。おどろいた両替商たちは、閉店していた店をその日のうちにまた開いている。関係者たちは入牢者に見舞いの差入れをすること三、四度、その釈放を願いでること数十度、あらゆる努力を重ねたが、一向に効き目がなかった⁹²⁾。

(6) 寺社奉行へ栄転

忠相は、享保2年から19年6ヵ月、41歳から60歳まで町奉行という激務に携わった。その町奉行の職を元文元年8月に退き、寺社奉行に転出した。寺社奉行は一万石の大名格であり、まず奏者番となり、その後就任するのが慣例であった。大名ではなく、奏者番の経験もない忠相が寺社奉行になったのは初めてのことであり、格式を重んじる幕府人事において、異例中の異例の栄転であった。

忠相が寺社奉行に転出した時は、町奉行として全在職期間を通して取り組んできた金銀相

90) 辻 達也, 前掲書, p. 159。

91) 大石慎三郎, 前掲書, p. 149。

92) 同上書, p. 150。

場是正のための両替商との闘いの最中であった。忠相が役替えとなり、事件担当役は北町奉行稲生正武が引き継いだ。稲生正武は、両替商たちの事件の真相が明らかにならないまま、手代たちを53日ぶりに全員を無罪放免とした。この時の両替商たちの記録によれば、即日、勘定奉行松波正春まつなみまさはるのところへ御札に参上している⁹³⁾。

おわりに

ビジネスの諸活動（ビジネスに関する目的を達成するための様々な活動）の背後には、資本の論理とビジネスの論理が貫徹している。第三者が認識するビジネスの諸活動は、当事者の話や文章・映像や具体的な数字・金額によって表現されるが、それらの情報は当事者がおこなったビジネスの諸活動そのものではない。ビジネス教育として現実のビジネスの諸活動を理解・体感するには、ビジネス教育内容であるビジネスに関する知識、技術、倫理観の学習が不可欠でありその蓄積によって、ビジネスの諸活動についての理解の深さは異なってくる。

この論文で取り上げた、小石川養生所であっても、町火消であっても、江戸時代を通じて継続するためには、一つの事業体（会計単位）として独立採算制の裏付けがなければならない。また、江戸という大消費都市の物価問題は、商品の需給関係と金貨と銀貨の交換比率の安定化が不可欠であった。これらのことは、全て利害関係が異なる交渉相手のあるビジネス取引が背景にある。

ビジネス感覚とはなにか。士農工商の身分制が確立していた江戸時代において、最上位の武士と最下位の商人との闘いは、圧倒的に武士にとって優位に展開すると思われるが、ビジネス取引においては必ずしもそうではなかった。ビジネス教育の視点からみると、それぞれの場面を概観すれば、ある一つのことが浮かび上がる。お互いに異なる利害関係にありながら問題解決を模索している場合、士農工商の思惑が一致する特定の瞬間がある。その思惑の一致を感じ取る力が忠相が生きた時代のビジネス感覚である。

言葉を変えていえば、その瞬間とは、異なる背景を持った当事者とのビジネス取引が双方の合意で成立した瞬間である。そこには、ビジネスの論理（利益を上げるには収益を上げるか費用を下げるしかない）が貫徹しており、お互いの共通言語は数字・金額である。もう一つは、資本の論理（現金が資本金になった瞬間から資本が際限のない自己増殖を求める）で、これを放っておくと“ぜにもうけ 銭儲け”が暴走する。これらのことに対処するにはビジネス倫理観（資本の自己増殖や収益の上げ方・費用の節減の仕方についての手段は選ばなければならない）の共有が不可欠である。いつの世においてもビジネス倫理観や商業道德の教育が求められる

93) 同上書, p. 151.

のは、このためであり、そこにはその時代の社会が受け入れる見えざる境界線⁹⁴⁾がある。

忠相は、武士の時代であるとはいえ武力をもってすれば、腕力のみで問題解決できる時代は終わり、交渉相手の共感や協力がなければ問題解決できない時代となっていたことを理解していたはずである。

八代將軍吉宗は、忠相の誠実な人柄と町奉行としての実行力を高く評価していた。『徳川実紀』には、忠相が寺社奉行に任命された際、次のような話が残されている。忠相が奏者番の曹司せうし（役職ごとの控室）に、初めて入ろうとした時、同役の寺社奉行の井上正定いのうえまさただ（41歳）が、ここは奏者番が詰める所で、あなたは寺社奉行に就任したが奏者番ではないと入室を拒んだ。そのため、忠相はこの日は休息できなかつた。吉宗は、このことを聞いて、奏者番の曹司の隣に、特別に寺社奉行の居所を与えたという⁹⁵⁾。高齢の忠相が、若い先役にいびられた一件であった。

吉宗は、その後も忠相への厚い信頼は変わることなく、忠相は吉宗の後を追うように75歳で亡くなるまで評定所一座の正規構成員（事実上の幕政運営者）であったし、享保改革の全期間、この役職を勤めていたのは忠相ただ一人であった⁹⁶⁾。

泰平の世となり、武士の社会における役割に大きな変化が起こった。武士は農工商とは異なり、自ら必要とする米や諸物を生産することやその配給に関わることはなく、社会の秩序に関わる仕事を行う武士以外は単なる消費者の集団となっていた。農・工・商に依存しなければならぬ存在となっていたのである。

94) 河内 満, 前掲書, 『ビジネス教育論の展開』, p. 170.

「見えざる境界線とは、その一線を越えた場合、社会的・経済的な制裁を受ける境界線のことであり、それはビジネス倫理観の醸成により感性として肌で感じ取るしかないものである。その境界線は、ビジネスの諸活動のあらゆる場面に実在し、しかもその境界線はケース・バイ・ケースで揺れ動く。慢心によって、見えざる境界線を踏み越えた場合、経済社会から一発レッドカードを突きつけられる。」

95) 大石 学, 前掲書, p. 205.

96) 大石慎三郎, 前掲書, p. 202.